

体罰によらない子育てを広げよう ～子どもの命と権利が守られる社会へ～

子どもへの体罰は法律で禁止されています

現在、児童相談所への児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。の中には、保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死にいたらしめるものもあります。

こうしたことから、体罰を加えてはならないと新たに明記し、改正された児童福祉法等が2020（令和2）年4月1日から施行されました。

こんなことしていませんか？

こんなことが体罰です。暴言などの子どもの心を傷つける行為もやめましょう。

- 言葉で注意したけど言うことをきかないので、頭をたたいた。
- 宿題をしなかったので、夕ご飯を食べさせなかった。
- いたずらをしたので、長時間正座をさせた。
- 「お前なんか生まれてこなければよかった」など、子どもの存在を否定するようなことを言った。

体罰等によらない子育てのポイント

安心感や信頼感、あたたかな関係が心地よいのは、子どもも大人も同じです。次のことを心がけましょう。



- 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう。
- 子どもの良いところ、できていることを具体的にほめましょう
- 子どもの好きなことや楽しく取り組めることなどを考え、やる気にさせましょう。

子育てはいろいろな人の力とともに

子どもの権利が守られ体罰のない社会を実現していくためには、私たち一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する支援を社会全体で取り組んでいかなければなりません。悩んでいそうな方がいたら、相談にのったり自分の子育ての経験を話したりするなど、地域社会全体で支え合っていきましょう。また、市町村が提供している子育て支援サービスも積極的に活用しましょう。



☆困ったときは、次のところへご連絡をしてください

- 筑紫野市家庭児童相談室「092-921-1308」
- 児童相談所相談専用ダイヤル「0570-783-189」
- 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」